

訪問診療同行事業 事業概要

現在、主に内科・外科・小児科医が訪問診療を実施しているが、他の標榜科の医師（婦人科、皮膚科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、眼科、整形外科、精神科、歯科、以下「他科専門医」という。）に診察を依頼したい場合がある。しかし、どの他科専門医が往診を行ってくれるのか情報がない。また、往診・訪問診療を行いたいと思っている他科専門医も訪問診療等のノウハウがなく躊躇しているのが現状である。

本事業は訪問診療を行っている医師に他科専門医が同行して、他科専門医の意見を聞くことで、よりレベルの高い在宅医療を行うことと、他科専門医が在宅医療に一步踏み出すためのきっかけを与えることを目的とする。

1 事業期間

平成29年6月1日（木）～平成30年3月21日（水）

2 実施方法

- (1) 地域医師会に他科専門医と共に訪問診療を行ってもらえる医療機関の推薦を依頼する。
- (2) 推薦された医療機関を同行診療実施機関として登録する（様式1-1）
- (3) 地域医師会に、訪問診療に同行してもらえる専門科医療機関の推薦を依頼する。
- (4) 推薦された専門科医療機関を同行研修協力機関として登録する（様式2-2）
- (5) 同行研修協力機関一覧（様式2-2）を、同行診療実施機関に配布する。
- (6) 同行診療実施機関は、同行研修協力機関と連絡をとり、日程調整を行う。
- (7) 同行診療を実施した同行診療実施機関は、岐阜県医師会に報告書（様式1-2）を提出する。
- (8) 同行研修協力機関は、岐阜県医師会にアンケート（様式1-4）を提出する。

3 報告書・アンケートについて

- (1) 同行診療実施機関は、岐阜県医師会に対し報告書（様式 1-2）を提出し、同行研修協力機関は、アンケート（様式 1-4）を岐阜県医師会へ提出する。また岐阜県医師会は、これらの提出を受けた際に資料作成費等として、1日に1回分を上限として、以下のとおり支出する。

同行診療実施機関 <報告書>	医師	30,000円/日
	看護師	10,000円/日
同行研修協力機関 <アンケート>	医師（医科・歯科）	30,000円/日
	看護師（歯科衛生士）	10,000円/日

- (2) 同行診療を実施した同行診療実施機関が提出する報告書（様式 1-2）は、他科専門医との連携の結果や課題、その解決策等を記載する。
- (3) 同行研修協力機関が提出するアンケート（様式 1-4）は、訪問診療に同行した感想や課題、その解決策等を記載する。
- (4) 同行診療実施機関並びに同行研修協力機関は、1回の訪問診療実施毎に報告書・アンケートを提出する。

4 留意事項

- (1) 本事業で実施する同行診療には、同行診療実施機関の医師 1 名以上、同行研修協力機関の医師若しくは歯科医師 1 名以上の複数になっていることが条件です。なお、看護師や歯科衛生士のみの参加は認められません。
- (2) 同行診療実施機関は同行研修協力機関一覧（様式 2-2）にない医療機関を選択することも可能です。その際は、事前に岐阜県医師会事務局へ連絡し、各自で日程調整をして下さい。また、岐阜県医師会は当該同行研修協力機関を同行研修協力機関一覧に事後追加します。
- (3) この事業は、在宅医療推進のための研修部分を評価している事業であるため、これ以外に実際に診療行為がなされた場合には、診療報酬で規定されている費用の算定は可能です。
- (4) 同行診療を実施する同行診療実施機関が、同行研修協力機関一覧（様式 2-2）から歯科医師を選択する場合は、まず、かかりつけ歯科医にご連絡ください。

5 留意点

予算の上限に達した時点で本事業は終了する。